

仕 様 書

- 1 業 務 名 令和7年度鯨肉（学校給食）運搬・配送委託業務
- 2 業務場所 下関市が指定する市内小学校、中学校及び調理場（別記1参照）
- 3 委託期間 契約締結日から令和8年2月27日まで
- 4 業務の内容
業務の内容は、次のとおり。
 - （1）学校給食のための鯨肉の調達
 - （2）学校給食のために調達した鯨肉の加工
 - （3）学校給食のために加工した鯨肉の配送
 - （4）学校給食のために調達した鯨肉の保管（納入は、年間使用量の一括となるため）
- 5 調達する鯨肉 赤肉2級以上
- 6 業務完了報告書の提出
 - （1）各月の業務の実施を完了したときは、業務完了報告書を速やかに市に提出すること。
 - （2）業務完了報告書には、各配送先への納品内訳書（配送先名、納品日、納入量）及び各配送先から納品の確認を受けた受領証等の写しを添付すること。
- 7 その他
 - （1）学校給食のために調達した鯨肉は、別記1のとおり下関市が指定する場所へ配送すること。鯨肉の配送日については、別途通知する。
 - （2）調達や加工、配送に係る鯨肉の使用量は、別途定める実施計画表のとおりとする。
 - （3）本業務に係る費用は、全て委託料に含める。また、冷凍庫による鯨肉の保管が必要となるため、保管場所の確保、保管料の負担等についても、全て委託料に含める。なお、最大の保管量は、実施計画表のとおりとする。
 - （4）業務に必要な各種保険の加入等については、受託者の負担と責任において、必要な措置を行うこと。
 - （5）鯨肉の取扱いについては、食品衛生法その他の関係法令を遵守し、衛生管理に努めること。
 - （6）鯨肉の配送については、道路交通法等の法令を遵守し、配送ルートについては、効率性や労務の負担の軽減に努めること。
 - （7）公益需要助成事業による鯨肉原料の購入を行う場合は、下関市と協議を行い、

円滑な業務の実施に努めること。

- (8) 本業務を対象として補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して委託料と補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の手続が必要となる場合があることから、補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について協議を行うこと。
- (9) 受託者は、必要に応じて、下関市教育委員会が開催する栄養教諭対象の試食会に参加し、鯨肉の調理について必要な情報を提供すること。ただし、試食会の参加に係る費用については全て受託者の負担とする。
- (10) 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、速やかに下関市と協議すること。

令和 7 年度鯨肉（学校給食）運搬・配送委託業務配送先一覧

【旧市内 16 箇所】

○小学校 11 箇所

吉見小（下関市吉見里町一丁目 8-1、吉見中学校分を含む）、蓋井小中（下関市大字蓋井島字田町 126-2）、小月小（下関市小月西の台 6-1、小月幼稚園分を含む）、清末小（下関市清末西町一丁目 6-1、清末幼稚園分を含む）、王喜小（下関市王喜本町二丁目 12-30）、豊浦小（下関市長府亀の甲二丁目 2-1）、一の宮小（下関市一の宮住吉一丁目 8-1）、王司小（下関市王司神田六丁目 9-1）、熊野小（下関市熊野西町 10-1）、安岡小（下関市安岡町三丁目 5-5）、うつい小中（下関市大字内日下字坂本 1031）

○中学校 3 箇所

木屋川中（下関市木屋川南町二丁目 660、吉田小学校分を含む）、東部中（下関市清末陣屋 5-10）、安岡中（下関市安岡町四丁目 2-1）

○調理場 2 箇所

新下関学校給食センター（下関市一の宮住吉三丁目 2-1）、中部学校給食共同調理場（下関市一の宮住吉二丁目 9-8）

【旧菊川町 3 箇所】

○小学校 2 箇所

豊東小（下関市菊川町大字上大野字上ノ原 20-1、豊東幼稚園分を含む）、岡枝小（下関市菊川町大字吉賀字金蔵寺 2494、櫛崎小学校分を含む）

○中学校 1 箇所

菊川中（下関市菊川町大字下岡枝字上室屋 1-2）

【旧豊田町 1 箇所】

○調理場 1 箇所

豊田町学校給食共同調理場（下関市豊田町大字矢田 320-1）

【旧豊浦町 3 箇所】

○小学校 1 箇所

宇賀小（下関市豊浦町大字宇賀字ふけ 4961）

○調理場 2 箇所

豊浦町学校給食共同調理場（下関市豊浦町大字川棚 3630-1）、黒井学校給食共同調理場（下関市豊浦町大字黒井 2200）

【旧豊北町 1 か所】

○調理場 1 か所

滝部学校給食共同調理場（下関市豊北町大字滝部 1244－36）